

日本三霊山を活用した地域振興に向けた連携・協力に関する協定書

富山県、石川県及び静岡県の三県（以下、「三県」という。）は、日本三霊山を擁する地ならではの地域振興に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、古代より人と深い関わりを持ち、信仰の対象として崇拝され、その傑出した山格、山容から「日本三霊山」として名高い立山、白山、富士山の歴史的・文化的価値を活かすことにより、三県の地域振興と交流拡大を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 三県は、前条の目的を達成するため、以下の分野について連携・協力して取り組む。

- (1) 文化・学術
- (2) スポーツ
- (3) 経済・観光
- (4) その他、三県の地域振興と交流拡大に資する分野

（その他）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、三県が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年1月22日

富山県知事

羽田八詔

石川県知事

重治

静岡県知事

川勝平太